

審決

不服 2015- 1783

アメリカ合衆国 カリフォルニア 92121 サン ディエゴ モアハウス ドライブ 5775

請求人

クアルコム, インコーポレイテッド

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー 特許業務法人 志賀国際特許事務所

代理人弁理士

村山 靖彦

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー 特許業務法人 志賀国際特許事務所

代理人弁理士

黒田 晋平

特願2013-505165「仮想キーボード寸法をユーザの指のサイズに動的に相関させるための装置および方法」拒絶査定不服審判事件〔平成23年10月20日国際公開、WO2011/130594、平成25年6月17日国内公表、特表2013-524390〕について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

1. 手続の経緯

本願は、2011年4月15日を国際出願日とする出願（パリ条約による優先権主張2010年4月16日、米国）であって、平成26年9月25日付けで拒絶査定がなされ（発送日：同月29日）、これに対して平成27年1月29日に審判の請求がなされ、同時に手続補正がなされたものである。

2. 本願発明

本願の請求項1に係る発明（以下、「本願発明」という。）は、平成27年1月29日付け手続補正書の特許請求の範囲に記載された次のとおりのものである。

「タッチスクリーンディスプレイと、ユーザが前記タッチスクリーンディスプレイを閲覧しているときに前記ユーザの顔を画像化することができるように構成されたデジタルカメラとを具備したコンピューティングデバイス上でユーザインターフェースを形成するための方法であって、

前記デジタルカメラを用いて前記コンピューティングデバイスの前記ユーザの目のデジタル画像を取得するステップと、

前記取得されたデジタル画像に基づいて前記ユーザの視線の位置を判断するステップと、

前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの一部に向けられているかどうかを判断するステップと、

前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイのクリックできるテキストを含む一部分に向けられていると判断されたとき、前記クリックできるテキストを拡大するステップと

を含む、方法。」

3. 引用例及び周知例について

(1) 引用例・引用発明

原査定の拒絶の理由に引用された、本願優先日前に公開された、特開
2009-251658号公報（以下、「引用例」という。）には、図面と
ともに以下の記載がある（下線は当審において付与。以下同様。）。

ア 請求項13

「【請求項13】

表示画面に複数のメニュー項目を一覧表示させる機能を有する携帯型電子
装置の制御方法において、

前記表示画面を備える本体の動きを検出し、検出した動き量が所定値以下
である場合に、前記表示画面を観察するユーザの視線を検出するとともに、
前記表示画面内における前記ユーザの視線位置を特定し、特定した視線位置
に基づき、前記メニュー項目の一部を拡大枠の中に配列させて前記表示画面
に拡大表示し、拡大表示した後、前記ユーザの視線位置に対応する前記拡大
枠内のメニュー項目を選択決定することを特徴とする携帯型電子装置の制御
方法。」

イ 段落【0021】～【0024】

「【0021】

図2において、カメラ本体12の背面には、表示装置としての液晶ディス
プレイ（LCD）22、光学ファインダを構成するファインダ接眼窓24、
複数の操作部材からなる操作部26、撮影者（ユーザ）を撮影するユーザ側
撮像部28が設けられている。LCD22は、撮影モード時には電子ビュー
ファインダとして機能して、スルー画をリアルタイムに表示し、再生モード
時には、メモリカード44に記録されている画像データに基づき、画像を再
生表示する。また、LCD22は、メニュー設定モード時には、設定可能な
全メニュー項目を画面内にメニュー表示する。

・・・（中略）・・・

【0024】

ユーザ側撮像部28は、メニュー設定モード時に、LCD22を観察する
ユーザの顔画像を撮像する。ユーザ側撮像部28により撮像されたユーザの
顔画像は、ユーザの視線方向を検出する視線検出や、ユーザの目の瞬きを検
出する瞬き検出に用いられる。視線検出の検出情報は、メニュー項目を選択
する条件として用いられ、瞬き検出の検出情報は、選択したメニュー項目を
決定する条件として用いられる。」

ウ 段落【0031】～【0044】

「【0031】

ユーザ側撮像部28は、メインCCD58と同様な構成のサブCCD62
と、サブCCD62の受光面に像を結像させる撮影レンズ64とから構成さ
れている。サブCCD62には、CPU50によって制御される第2のタイ
ミングジェネレータ（第2TG）66が接続されている。同様に、サブ
CCD62は、第2TG66から入力される駆動パルスによって駆動され、
撮像信号の出力を行う。第2TG66は、サブCCD62の電荷蓄積時間
（シャッタ速度）と電荷転送タイミングを制御する。

【0032】

CPU50は、静止画撮影モード時には、第1TG60を作動させてメイ
ンCCD58に撮像動作を実行させ、メニュー設定モード時には、第
2TG66を作動させてサブCCD62に撮像動作を実行させる。

【0033】

メインCCD58またはサブCCD62から出力された撮像信号は、アナ
ログ信号処理回路68に入力される。アナログ信号処理回路68は、
CDS（Correlated Double Sampling）回路、AGC（Automatic Gain
Control）回路、A/D変換器から構成され、第1TG60または第
2TG66からの同期パルスが入力されることで、メインCCD58または
サブCCD62の電荷転送動作と同期して作動する。CDS回路は、相関二
重サンプリングを行って撮像信号からノイズを除去する。AGC回路は、
CPU50によって設定される撮影感度に応じたゲインで撮像信号を増幅す
る。A/D変換器は、AGC回路からのアナログの撮像信号を、例えば12
ビットのデジタル画像信号に変換する。

【0034】

メインCCD58の動作時にアナログ信号処理回路68から出力された画像信号は、バスライン70を介して、画像信号処理回路72、AE/WB検出回路74、AF検出回路76にそれぞれ入力される。一方、サブCCD62の動作時にアナログ信号処理回路68から出力された画像信号は、バスライン70を介して、視線検出回路（視線検出手段）78及び瞬き検出回路（瞬き検出手段）80に入力される。

．．．（中略）．．．

【0039】

視線検出回路78は、メニュー設定モード時にサブCCD62により撮像される画像信号に基づき、LCD22を観察するユーザの視線方向を検出する。視線検出回路78は、1フレーム分の画像信号が入力されるたびに視線検出を行う。瞬き検出回路80は、メニュー設定モード時にサブCCD62により撮像される画像信号に基づき、ユーザの目の瞬きを検出する。瞬き検出回路80は、入力される複数フレームの画像信号に基づいて瞬きの有無を判定する。

．．．（中略）．．．

【0043】

メニュー表示制御部94は、図3に示すメニュー画面をLCD22に表示させる。メニュー画面には、設定可能な全メニュー項目（ホワイトバランス、露出補正、記録画素数、モニタの明るさ、AF方式、測光方式の各設定項目）が一覧表示される。

【0044】

画面内視線位置特定部96は、視線検出回路78の検出結果に基づき、ユーザの視線がLCD22に表示されたメニュー画面のどのメニュー項目を指しているか、つまり、メニュー画面内の視線位置を特定する。動作制御部90は、ユーザの視線位置がメニュー画面内に存在すると判定される場合には、さらに、前述の瞬き検出回路80及びCPU50内の設定変更制御部98を作動させる。」

エ 段落【0062】～【0069】

「【0062】

次に、本発明の第3実施形態について説明する。第3実施形態のデジタルカメラは、メニュー画面の表示後、ユーザの視線位置に基づいてメニュー画面を部分的に拡大表示することを特徴とし、CPU内に構成される機能が上記第1実施形態のデジタルカメラ10と異なる。

【0063】

図10において、本実施形態のデジタルカメラを制御するCPU110には、前述の動作制御部90、状態判定部92、メニュー表示制御部94、画面内視線位置特定部96、設定変更制御部98に加えて、メニュー表示制御部94に、メニュー画面を部分的に拡大するための拡大機能部（拡大表示手段）112が構成されている。

【0064】

この拡大機能部112は、画面内視線位置特定部96による視線位置の特定結果に基づき、検出された視線位置を中心として、メニュー画面の一部を部分的に拡大表示する。具体的には、図11（A）に示すように、メニュー画面内に視線位置が検出されると、図11（B）に示すように、視線位置に対応するメニュー項目（図中、露出補正「-1/3」）を中心として、このメニュー項目に隣接する周囲のメニュー項目を含む拡大枠114をメニュー画面上に表示させる。

【0065】

本実施形態では、図12に示すように、メニューボタン34が押下され、動き検出センサ88及び状態判定部92が作動し、デジタルカメラが静止状態であることが検出されると、メニュー表示制御部94、視線検出回路78、画面内視線位置特定部96が作動し、メニュー画面の表示とともに、視線検出が開始して、ユーザの視線位置の特定が行われる。視線位置がメ

ニュー画面内に存在すれば、拡大機能部 1 1 2 により、視線位置を中心とした拡大枠 1 1 4 がメニュー画面上に表示される。

【0066】

視線位置が拡大枠 1 1 4 内にある状態でユーザの目の瞬きが検出されると、設定変更制御部 9 8 により、瞬きが検出されたときの視線位置にあるメニュー項目が選択決定され、そのメニュー項目の内容に応じた設定変更が行われる。一方、瞬きが検出されず、視線位置が拡大枠 1 1 4 の範囲外となった場合には、動作制御部 9 0 の制御により、拡大表示が終了され、図 1 1 (A) に示すように、メニュー画面全体の表示が行われる。この後、視線位置がメニュー画面内に位置していれば、その視線位置を中心として、同様に拡大表示が行われる。

【0067】

なお、この拡大表示中にメニューボタン 3 4 が押下されると、拡大表示が終了する。また、拡大表示中にリリースボタン 3 8 が押下された場合には、メニュー画面の表示が終了する。

【0068】

本実施形態のデジタルカメラでは、視線位置を中心としてメニュー項目が拡大表示されるため、ユーザが選択するメニュー項目をより精度良く検出することができる。

【0069】

なお、本実施形態では、視線位置を中心として、3×3 個のメニュー項目を拡大表示しているが、視線位置が 2 つ以上のメニュー項目に跨る場合には、それらのメニュー項目を中心として、それらの周囲のメニュー項目を含む拡大枠を表示させることが好ましい。また、メニュー項目の選択決定条件については、瞬き検出に限られず、上記各実施形態で説明したように、種々の変形が可能である。」

オ 段落【0090】～【0093】

「【0090】

次に、本発明の第 7 実施形態について説明する。第 7 実施形態のデジタルカメラは、メニュー画面を拡大表示した拡大枠内のメニュー項目を、ユーザが表示画面上をタッチすることにより選択決定可能としたこと特徴としており、LCD 2 2 の表示画面上に透明なタッチパネル 1 5 0 (図 2 0 参照) を備える点が上記第 3 実施形態のデジタルカメラと異なる。

【0091】

図 2 0 に示すように、タッチパネル 1 5 0 の操作信号を CPU 1 5 2 に入力される。図 2 1 において、CPU 1 5 2 には、動作制御部 9 0、状態判定部 9 2、メニュー表示制御部 9 4、画面内視線位置特定部 9 6、設定変更制御部 9 8 が構成されており、設定変更制御部 9 8 には、瞬き検出回路 8 0 からの瞬き検出信号に加えて、タッチパネル 1 5 0 から操作信号が入力される。設定変更制御部 9 8 は、両者のうち、先に入力された信号に基づいて、メニュー項目を選択決定し、そのメニュー項目の内容に応じた設定変更を行う。これにより、ユーザは、メニュー項目の選択決定を確実に行うことができる。

【0092】

また、上記構成に加え、拡大表示後に、視線検出回路 7 8 及び瞬き検出回路 8 0 の動作を停止させる停止操作部を設けることも好ましい。この場合には、ユーザは、拡大表示後に停止操作部を操作することによって、拡大表示された拡大枠からのメニュー項目の決定操作をタッチパネル 1 5 0 によってのみ可能とし、タッチパネル 1 5 0 を操作することで所望とするメニュー項目を確実に決定することができる。なお、この停止操作部は、ユーザが操作を行う際に、ユーザ側撮像部 2 8 の撮像領域を手で遮ることのないように、LCD 2 2 を挟んでユーザ側撮像部 2 8 とほぼ対称な位置に配置することが好ましい。

【0093】

なお、タッチパネル 1 5 0 に代えて、他の操作部材によりメニュー項目の選択決定操作を可能としても良い。」

カ 段落【0096】

「【0096】

上記実施形態では、いずれもデジタルカメラを例に挙げて説明を行ったが、本発明はデジタルカメラに限定されるものではなく、カメラ付き携帯電話機やPDA等の各種携帯型電子装置に適用することができる。カメラ付き携帯電話機の多くは、インカメラ（自分撮り用カメラ）を備えているため、このインカメラを上記のユーザ側撮像部として用いることができる。」

よって、引用例には、請求項13（上記ア）に係る方法の発明を、実施形態で具体化したものとして、請求項13（上記ア）、「第1実施形態」（上記イ、ウ）、及び、「ユーザの視線位置に基づいてメニュー画面を部分的に拡大表示することを特徴とし、CPU内に構成される機能が上記第1実施形態のデジタルカメラ10と異なる」「第3実施形態」（上記エ）、「LCD22の表示画面上に透明なタッチパネル150（図20参照）を備える点で第3実施形態のデジタルカメラと異なる」、「第7実施形態」（上記オ）を参照すると、以下の発明（以下、「引用発明」という。）が開示されていると認められる。

「表示画面に複数のメニュー項目を一覧表示させる機能を有するデジタルカメラの制御方法において、

ユーザ側撮像部28は、メニュー設定モード時に、LCD22を観察するユーザの顔画像を撮像し、ユーザ側撮像部28は、メインCCD58と同様な構成のサブCCD62と、サブCCD62の受光面に像を結像させる撮影レンズ64とから構成され、

サブCCD62から出力された撮像信号は、アナログ信号処理回路68に入力され、12ビットのデジタル画像信号に変換し、

視線検出回路78は、メニュー設定モード時にサブCCD62により撮像される画像信号に基づき、LCD22を観察するユーザの視線方向を検出し、

メニュー表示制御部94は、メニュー画面をLCD22に表示させ、メニュー画面には、設定可能な全メニュー項目（ホワイトバランス、露出補正、記録画素数、モニタの明るさ、AF方式、測光方式の各設定項目）が一覧表示され、

メニュー表示制御部94に、メニュー画面を部分的に拡大するための拡大機能部（拡大表示手段）112が構成されて、この拡大機能部112は、画面内視線位置特定部96による視線位置の特定結果に基づき、検出された視線位置を中心として、メニュー画面の一部を部分的に拡大表示するものであって、具体的には、メニュー画面内に視線位置が検出されると、視線位置に対応するメニュー項目（例えば、露出補正「-1/3」）を中心として、このメニュー項目に隣接する周囲のメニュー項目を含む拡大枠114をメニュー画面上に表示させるものであり、

メニューボタン34が押下され、動き検出センサ88及び状態判定部92が作動し、デジタルカメラが静止状態であることが検出されると、メニュー表示制御部94、視線検出回路78、画面内視線位置特定部96が作動し、メニュー画面の表示とともに、視線検出が開始して、ユーザの視線位置の特定が行われ、

視線位置がメニュー画面内に存在すれば、拡大機能部112により、視線位置を中心とした拡大枠114がメニュー画面上に表示され、

メニュー画面を拡大表示した拡大枠内のメニュー項目を、ユーザが表示画面上をタッチすることにより選択決定可能としたものであって、

LCD22の表示画面上に透明なタッチパネル150を備える、デジタルカメラの制御方法。」

（２） 周知例A（特開2004-118484号公報）

原査定に引用された、本願優先日前に公開された、特開2004-118484号公報（以下、「周知例A」という。）には、図面とともに以下の記載がある。

「【0002】

【従来の技術】

．．．（中略）．．．

【0004】

一方、PDA (Personal Digital Assistance) などの情報端末が急速に普及し、Webブラウザの機能を搭載するものも現れてきた。・・・

【0005】

しかしながら表示画面が小さいPDAなどの情報端末では、一度に表示される情報の制約からハイパーリンクの張られた領域（以降、リンク領域と呼ぶ）も小さくならざるを得ない。するとハイパーリンクが密集しているような文書を表示したとき、密集して表示されたリンク領域から目的とするリンク領域を、手指で間違いなく選択指示することは困難となる。

【0006】

このためリンク領域とその周辺を含む画面上の一部を、表示するときに一時的にその一部の領域全体を拡大して表示し、手指による選択指示を容易にしたものが知られている（たとえば、特許文献1を参照）。」

(3) 周知例B（特開2002-373043号公報）

前置報告に引用された、本願優先日前に公開された、特開2002-373043号公報（以下、「周知例B」という。）には、図面とともに以下の記載がある。

ア 「【0004】しかし、ウェブ・ページの多様性およびカスタマイゼーションがときどき、ユーザにとって障害になる。・・・（中略）・・・これは結果的に、小さいフォントおよびナビゲートのための多くのリンクを持つ非常に「ビジー」なページを生じる。

【0005】

・・・他のユーザは細かい身体的運動が困難である場合、マウス・ポインタを正確に操作することができず、そのためページの密集した部分にあるリンクを選択することが困難である。ユーザにウェブ・ページの一部を選択させ、その部分の拡大表示画面を生成させる拡大装置が存在する。・・・

【0006】したがって、ウェブ・ブラウザの機能性を保持しながら、拡大表示画面を提供することが有利であろう。」

イ 「【0023】・・・図4に示すように、ウェブ・ページは、小さいフォントで表示された多くのリンクを含む場合がある。・・・

【0024】今、図5を参照すると、本発明の好適な実施形態による、拡大装置のあるブラウザ・ウィンドウの表示画面例が示されている。この画面は、表示領域516を含むウィンドウ500を備えている。画面はまた、元の文書の選択された部分の拡大表示を提供する拡大ウィンドウ550をも含む。本発明の好適な実施形態によると、拡大ウィンドウは、拡大された部分用のブラウザ機能を保持する。」

(4) 周知例C（特開2009-70032号公報）

前置報告に引用された、本願優先日前に公開された、特開2009-70032号公報（以下、「周知例C」という。）には、図面とともに以下の記載がある。

ア 「【背景技術】

【0002】

一般に、情報表示装置において、各種リンクが張られたホームページなどを表示するブラウザ機能は、その表示されているホームページ上のリンク表示位置を指示することで、リンクジャンプができるようになっているが、その指示の仕方としては、画面上に表示されているマウスポインタ（カーソル）とマウスクリックを使って指示する方法、あるいはタッチパネルを有した画面上にあってはペンや指によって任意の表示位置を直接タッチすることで指示する方法がある。

【0003】

ここで、マウスポインタを使って任意の位置を指示する場合には、リンク位置に来るとポインタ形状が変化するため、間違い無く指示できる状況にあるか否かをそのポインタ形状から容易に確認することができるが、タッチパネルの場合には指示位置自体が指で隠されてしまうため、その指示対象が見づらくなりだけでなく、ポインタ形状の変化によるリンク位置の確認などもでき

ず、リンク位置を正確にタッチできているのかどうかは極めて確認しづらいのが現状であった。

そこで、従来では、上述したように、指によってタッチする場合には微細な位置を指示することが困難となるため、タッチ位置の周辺を拡大表示するようにした技術が知られている（特許文献1参照）。

【特許文献1】特開平2005-56286号公報」

イ 「【0041】

また、上述した実施例においては、Webブラウザ機能によってPC向けのWebページを閲覧する場合を例示したが、携帯用のWebページを閲覧する場合であってもよく、また、ファイル内容をページ単位で閲覧する場合であってもよい。すなわち、リンク文字列は、Webページをリンク指定する場合に限らず、ファイルなどのデータページをリンク指定するようにしてもよい。

その他、携帯電話装置に限らず、PDAなどの携帯端末装置あるいはPCなどの情報表示装置であっても同様に適用可能である。」

(5) 周知例D（米国特許出願公開第2005/47629号明細書）

原査定の拒絶の理由に引用された、本願優先日前に公開された、米国特許出願公開第2005/47629号明細書（以下、「周知例D」という。）には、図面とともに以下の記載がある。

ア 「BACKGROUND OF THE INVENTION

[0002] In human-computer interaction, one of the most basic elements involves selecting a target using a pointing device. Target selection is involved in opening a file with a mouse "click", activating a world wide web link, selecting a menu item, redefining a typing or drawing insertion position, and other such operations. . . .」

（当審訳：発明の背景 [0002] 人間とコンピュータの相互作用における、最も基本的な要素の1つは、ポインティング・デバイスを用いてターゲットを選択することを含んでいる。ターゲット選択を含むものとして、マウスの"クリック"でファイルを開くこと、WWWリンクを起動する、メニュー項目を選択する、タイプや描画の挿入位置を再定義すること、その他のような操作がある。 . . .）

イ 「[0012] Another conventional approach to ease target acquisition expands the size of a target when the mouse is moved over it. This expansion is used by several modern graphical user interfaces such as MacOSX(R) and KDE(R). . . .」

（当審訳：[0012] ターゲット捕捉を容易化するための従来の他のアプローチは、マウスがその上に動かされたとき、ターゲットのサイズを拡大することである。この拡大は、MacOSXやKDEのような、いくつかの現代的GUIで用いられる。 . . .）

ウ 「SUMMARY OF THE INVENTION

[0015] The present invention satisfies this need, and presents a system, a computer program product, and an associated method (collectively referred to herein as "the system" or "the present system") for selectively expanding and/or contracting a portion of a display using eye-gaze tracking to increase the ability to quickly acquire or click on the target object. . . .」

（当審訳：発明の要約 [0015] 本発明は、この必要を満たしており、ターゲット・オブジェクトを素早く獲得したりクリックする能力を増やすために、目一視線追跡を用いて、選択的に画面の一部分を拡大、及び／又は、収縮するための（集合的にここに「システム」あるいは「本システム」として参照される）システム、プログラム製品、関連する方法を示す。 . . .）

エ 「[0025] The present system can also be used in an application to hypertext, as used in web browsers. The layout engine of the web browser can dynamically accommodate changes in the size

of particular elements. When the interactive component grows or shrinks, the web browser reformats the document around the resizing component. . . .」

(当審訊：[0025] 本システムは、Webブラウザで使われる、ハイパーテキストのアプリケーションにも用いられる。Webブラウザのレイアウト・エンジンは、特定の要素のサイズの動的変更を受け入れられる。対話型コンポーネントが伸びたり縮むときに、Webブラウザは、リサイズされたコンポーネントの周囲で、ドキュメントを再フォーマットする。 . . .)

4. 対比

本願発明と引用発明とを対比する。

(1) 「タッチスクリーンディスプレイ」、「デジタルカメラ」、「コンピューティングデバイス上で、ユーザインターフェースを形成するための方法」について

引用発明の「LCD22の表示画面上に透明なタッチパネル150を備え」たものは、本願発明の「タッチスクリーンディスプレイ」に相当する。

引用発明の「メニュー設定モード時に、LCD22を観察するユーザの顔画像を撮像」する「ユーザ側撮像部28」は、本願発明の「ユーザが前記タッチスクリーンディスプレイを閲覧しているときに前記ユーザの顔を画像化することができるように構成されたデジタルカメラ」に相当する。

よって、引用発明の「表示画面に複数のメニュー項目を一覧表示させる機能を有するデジタルカメラの制御方法」は、本願発明の「コンピューティングデバイス上で、ユーザインターフェースを形成するための方法」に相当する。

(2) 「…デジタル画像を取得するステップ」について

引用発明のユーザ側撮像部28が、視線検出のために、「LCD22を観察するユーザの顔画像を撮像」し、アナログ信号処理回路68が「12ビットのデジタル画像信号に変換」して、「視線検出回路(視線検出手段)78」に入力していることは、ここで「顔」の画像から視線を検出する場合「目」の画像を取得していることは自明といえるから、本願発明の「前記デジタルカメラを用いて前記コンピューティングデバイスの前記ユーザの目のデジタル画像を取得するステップ」に相当するといえる。

(3) 「…視線の位置を判断するステップ」について

引用発明において、「メニューボタン34が押下され、. . .メニュー表示制御部94、視線検出回路78、画面内視線位置特定部96が作動し、メニュー画面の表示とともに、視線検出が開始して、ユーザの視線位置の特定が行われ」ることは、本願発明の「前記取得されたデジタル画像に基づいて前記ユーザの視線の位置を判断するステップ」に相当する。

(4) 「…判断するステップ」について

引用発明において、「視線位置がメニュー画面内に存在すれば、拡大機能部112により、視線位置を中心とした拡大枠114がメニュー画面上に表示されること」の前半部は、本願発明の「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの一部分に向けられているかどうかを判断するステップ」と、「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの所定の範囲に向けられているかどうかを判断するステップ」である点で、共通するといえる。

(5) 「…表示要素を拡大するステップ」について

引用発明において、「視線位置がメニュー画面内に存在すれば、拡大機能部112により、視線位置を中心とした拡大枠114がメニュー画面上に表示されること」の後半部は、「具体的には、メニュー画面内に視線位置が検出されると、視線位置に対応するメニュー項目(例えば、露出補正「-1/3」)を中心として、このメニュー項目に隣接する周囲のメニュー項目を含む拡大枠114をメニュー画面上に表示させる」ことであるから、

本願発明の「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイのクリックできるテキストを含む一部分に向けられていると判断されたとき、前記クリックできるテキストを拡大するステップ」と、「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの所定の要素を含む所定の範囲に向けられていると判断されたとき、前記所定の要素を拡大するステップ」である点で、共通するといえる。

したがって、本願発明と引用発明との一致点・相違点は次のとおりである。

<一致点>

「タッチスクリーンディスプレイと、ユーザが前記タッチスクリーンディスプレイを閲覧しているときに前記ユーザの顔を画像化することができるように構成されたデジタルカメラとを具備したコンピューティングデバイス上でユーザインターフェースを形成するための方法であって、

前記デジタルカメラを用いて前記コンピューティングデバイスの前記ユーザの目のデジタル画像を取得するステップと、

前記取得されたデジタル画像に基づいて前記ユーザの視線の位置を判断するステップと、

前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの所定の範囲に向けられているかどうかを判断するステップと、

前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの所定の要素を含む所定の範囲に向けられていると判断されたとき、前記所定の要素を拡大するステップとを含む、方法。」

<相違点>

本願発明は、「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの所定の範囲に向けられているかどうかを判断するステップ」が「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの一部分に向けられているかどうかを判断するステップ」であり、「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの所定の要素を含む所定の範囲に向けられていると判断されたとき、前記所定の要素を拡大するステップ」が「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイのクリックできるテキストを含む一部分に向けられていると判断されたとき、前記クリックできるテキストを拡大するステップ」であるのに対して、引用発明は、視線位置が「メニュー画面」内に存在すれば、「視線位置に対応するメニュー項目（例えば、露出補正「-1/3」）を中心として、このメニュー項目に隣接する周囲のメニュー項目を含む拡大枠114をメニュー画面上に表示させるものであり」、タッチスクリーンディスプレイの「クリックできるテキスト」を含む「一部分」について、視線が向けられているかを判断して、「クリックできるテキスト」を拡大の対象とするものではない点。

5. 当審の判断

<相違点>について

一般的に、ユーザの選択操作を容易化するために、Webページのリンクなどの、クリック可能なテキストを拡大表示の対象とすることは、上記周知例A～D（上記3（2）～（5）を参照。）に記載されるように、周知である。

また、表示画面のどのような範囲を拡大表示の対象とするかは、表示画面の具体的な表示内容や、画面分割数等に応じて、当業者が適宜選択すべき設計的事項と認められる。

引用例の段落【0021】（上記3（1）ア）を参照すると、引用例の実施形態の「デジタルカメラ」の具体的な表示内容は、「撮影モード」では「スルー画」（電子ビューファインダ機能）、「再生モード」ではメモリカードの画像の再生表示、「メニュー設定モード」では「露出補正」などの「メニュー表示」であると解される。

しかし、引用例の段落【0096】（上記3（1）オを参照。）には、「…上記実施形態では、いずれもデジタルカメラを例に挙げて説明を行ったが、本発明はデジタルカメラに限定されるものではなく、カメラ付き携帯電話

話機やPDA等の各種携帯型電子装置に適用することができる。」と記載されるから、引用発明は、PDA等の携帯端末に適用することが開示されている。

そして、引用発明の方法を、PDA等の携帯端末に適用する場合、その具体的な表示内容は、デジタルカメラの「メニュー表示」等に限定されず、Webページ等多様な表示内容が想定できることは、当業者に自明である（上記3（2）の段落【0004】、3（4）イの段落【0041】の記載を参照。）。

よって、引用発明を、PDA等の携帯端末に適用する場合、Webページ等が表示されることを想定して、この際、引用発明の視線の位置に基づく拡大表示の対象を、周知の、Webページのリンクのような、「クリック可能なテキスト」とすると共に、表示画面の一部分を拡大表示の対象とすることによって、「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイの一部分に向けられているかどうかを判断するステップ」、及び、「前記ユーザの視線が前記タッチスクリーンディスプレイのクリックできるテキストを含む一部分に向けられていると判断されたとき、前記クリックできるテキストを拡大するステップ」を備えるように構成することで、相違点に係る構成とすることは、当業者が容易に推考し得ることである。

さらに、本願発明の効果も、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が予測し得る範囲内のものである。

6. むすび

したがって、本願発明は、引用発明、及び、周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本願は、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年11月17日

審判長	特許庁審判官	和田 志郎
	特許庁審判官	稲葉 和生
	特許庁審判官	山澤 宏

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕 P 1 8 . 1 2 1 - Z (G 0 6 F)

出訴期間として90日を附加する。

審判長	特許庁審判官	和田 志郎	8119
	特許庁審判官	山澤 宏	9198
	特許庁審判官	稲葉 和生	8732